浜田市議会議長 笹田 卓 様

議員名 柳楽 真智子

調查研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察・研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

- 1. 期 間 令和6年2月9日(金)~ 令和6年2月11日(日)
- 2. 視察内容
 - (1) 子どもの権利条例制定について
 - (2) 全国自治体シンポジウム 2023 小金井「地方自治と子ども施策」
- 3. 視察先
 - (1) 東京都武蔵野市 武蔵野市子ども子育て支援課 (視察)
 - (2) 東京都小金井市 小金井宮地楽器ホール (研修)
- 4. 調査経費 60,547円 (経費内訳 … 新幹線・宿泊パック 57,440円、 電車 2,667円、 バス 440円)
- 5. 調査研究活動の概要 別紙のとおり



【武蔵野市】子どもの権利条例について(令和5年4月施行)

- ・武蔵野市はもともと子育てに熱心な町で、教育に携わる人が多い。
- ・子どもの権利は行政や保護者、地域全体で守っていかなくてはいけない権利だと考えている。すべての子どもが健やかに、自分らしく育つために必要な「当たり前のこと」。ひとりの人間として大切にされ、人として当たり前の尊厳、人権を持つ権利の主体である。
- ・第五次子どもプラン武蔵野(令和2年~6年度)に、子どもの権利に関する条例を検討すると明記されたことから条例制定が進んだ。
- ・武蔵野市では虐待やいじめ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の多様化、家庭や育ちを学ぶ施設、地域で子どもと子育てを支える必要性、子どもが権利を守られていないと感じる、子ども自身が相談しやすい窓口や居場所の必要性などの課題に向き合うために、武蔵野市子どもの権利条例を制定された。
- ・令和2年10月に武蔵野市子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議を設置。
- ・令和3年5月には有識者、子育て支援団体等による検討委員会を設置するとともに、 市立小中学校の児童・生徒にアンケート調査を実施。
- ・令和4年5月に検討委員会の中間報告を行い、パブリックコメントを実施して1,614 件の意見が提出された。(子どもからの意見が881件あった)
- ・令和4年9月に検討委員会から報告書が提出された。
- ・令和3年から令和4年にかけて子どもたちは「teens ムサカツ実行委員会」を立ち上げ、検討委員会との意見交換やワークショップを開催し、権利条例前文の検討にも携わった。
- ・令和4年11月に権利条例の素案を作り、パブリックコメント等を実施。令和5年2月に市議会定例会の本会議で可決され、4月1日に施行された。
- ・令和3年8月31日から9月10日に私立学校(小学4年~中学3年)を対象に、GIGA スクールで配布されているタブレット端末を活用して、無記名回答のアンケートを行 い4,928件の調査対象の内3,743件の回答があった。
- また、令和3年9月29日から10月20日には、Webアンケートも無記名回答で実施されている。
- ・2022年5月に第1回目の「こどものけんりってなあに?」という広報紙を発行し、 現在7号まで発行している。
- ・子どもの権利を知ってもらうために、市職員や学校、保育園等への研修を行っている。 (市のすべての部署の係長職への研修も行っている)
- ・各学校で子ども主体の取組について工夫をしながら取組んでもらっている。
- ・令和5年10月から11月の期間には「子ども・子育て応援フェスタ」を行い、特設サイトの開設や講演会、ミュージカルなど子どもが参加できるイベントを実施した。
- ・条例策定の過程では特に子供の意見を聴くことを重視した。
- ・武蔵野市子どもの権利条例の「くわしい版」と教育委員会が発行している「きょういく武蔵野」でも子どもの権利について掲載されている。
- ・令和6年度に権利擁護機関を設置し、条例の周知啓発、権利を侵害された子どもや保護者、関係者の相談を受けてアドバイスや関係者等への聞き取りを行って対応する。

【所感】

当初市長は、条例制定はせずに子ども子育てプランの中で取組む、としておられたが、2期目に入り条例の必要性を感じられて取組まれたことが、条例制定を進める弾みになったようで、第六次子どもプランにも子どもの権利をしっかりと入れていくとのことでした。条例制定までの過程でも子どもの声をどのように聞くのかについて様々な検討を行い、関係機関と協議を進めるなどしてこられましたが、今後も聞いた声をどのように反映していくのかについても考えられていました。

まだまだ子どもの権利条例を制定している自治体は少なく、中国地方では制定した自治体がないとも伺っています。私自身も条例制定よりも、より実効性の高い政策の方が有効ではないかと考えていましたが、条例制定の過程自体が子どもの権利の理解や周知、子どもの参加に寄与している武蔵野市の事例を学び、条例制定も必要と感じました。

また、条例を作り上げる過程では、子どもの意見をどうすくい上げていくかが重要と考えます。行政だけの力では難しいことから、関連機関や地域住民の協力をいただきながら進めていくことが必要だと感じました。

浜田市でも子どもの権利の重要性を訴えておられる団体もあり、その方々とも連携して 進めていきたいと思います。

【小金井市】「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023

〈全体会〉

○論点整理・課題 子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見反映

- ・子どもの権利内容は多様である。差別の禁止(2条)、子どもの最善の利益確保(3条)、生命・生存・発達への権利(6条)、子どもの意見の尊重(12条)は他の権利を実行するときに、併せて考慮すべき一般原則に位置付けられている。
- ・自由権とは外部からの過度な干渉を排し、子ども個人の自立性や意思決定を尊重することであり、差別の禁止、意見表明権、参加の権利などである。社会権とは人間らしい生活ができるために、国家等による保護や配慮を受ける権利であり、発達の権利、福祉の権利、教育の権利、子どもの生活ユニットとして家族関係の保障を含むものである。
- ・そもそも、自分に関わることが本人の意見を聴くことなく誰かに決められるのはおかし い。
- ・子どもや若者の意見表明や意見反映が可能になるためには、意見を聴く技術、意見を実現する技術、政策の場面では多くの子どもの意見をまとめる技術が求められる。

○流山市の取組

- ・住民誘致のメインターゲットを共働きの子育て世代と定め、仕事をしながら子育てしや すいまちづくりを展開し、平成17年から約5万8千人増加した。
- ・流山市こども計画(仮称)の策定の取組として、「こども・若者ボイスプロジェクト」 を実施。「こどもまんなか社会」を実現するために、流山市に住むこども・若者たちが 幸せに楽しく過ごすことができるようなアイデアや、こども・若者・子育てに関する取 組等の意見募集を行った。また、こども達が自由に意見を言える、伝える場所として 「こども会議」を開催した。

○川崎市の取組

・不登校気味の子どもでも子ども会議の場なら出られる子もいる。

- ・参加形態を増やすために1人1台端末を活用。
- ・子ども若者の意見募集箱を設置:配布されたパソコンにブックマークして投稿しやすいような工夫をしている。意見の中には、意見表明の仕方が分からない、意見表明しても反映されない、意見表明しても決めるのは大人であるなどがあった。
- ・意見表明の場としてだけでなく対話をする場を設けている。(パートナーとして)
- ・加えて、フィードバックが重要(形にするのも重要ではあるが、できないことはできない理由とともに返答する。
- ・大人が考えすぎて動けないより、実際に子どもの声を聴く方が成功への近道。
- わかりやすく伝えることが大事。
- 代表委員会や児童委員会などを活用することも検討している。

○東京都(子ども政策連携室)の取組

- ・政策全般を子ども目線で捉え直す。
- ・子ども都庁モニターの設置:調査テーマは、あそびの環境づくり、ヤングケアラー、デジタル推進など。
- ・様々な環境下にある子どもの意見を聞く。(放課後等デイサービス、児童館、子ども食堂、 学童などへ出向くことが重要)
- ・子どもが話しやすい環境づくり(服装、呼び方などに留意)、安全への配慮。
- ・SNS チャットなども始める(相談者を選べる、いつでも同じ人に相談できるなど)
- ・ヒアリングに協力してくれた子どもの感想には、ほんとに役立つのかという声もあった。
- ・全庁的に取組むことが大事である。
- ・職員が講師になって子ども政策に関するテーマで出前授業。
- ・矢川プラス@国立 設計の段階で子どもから意見聴取(スタジオ、屋外ダンスミラー)、 みんなの家というコンセプト。

○土肥

- ・子ども若者が対象から主体へ転換した。
- ・子ども若者意見を聞く機会を同じテーブルに出すことが第一ステップ。
- ・各セクションでそれぞれの世代に意見をどのような方法でヒアリングしているか。
 - → 足りない部分は新しく取り組む。既存の取り組みを生かす。
- ・菊川市では市内の高校と包括連携協定。
- ・参画のグラデーションがある。これらを選べるというのが重要。
 - * 施設利用、大人提供の場への参加、主体的参画、市政参画
- ・市政懇親会に高校生大学生ボランティアを募る。
- ・子どもわかもの参画宣言なども取り組む。

▶ディスカッションでの発言のポイント

(小金井市長)

・場は用意しているが、我慢している子どもがいるという実態に対応しなければいけない。 (土肥)

・自社では、ファシリテーターの派遣の場合もあるし、職員向けの研修も行って、自治体 で取り組みを進められるようにもしている。

(小金井市長)

・マインドが重要。子ども扱いしない。ひとりの主権者として捉える。声を聞くつもりがあるかどうか。また、スキルも大事。ファシリテーション能力とデザイン能力。意見を出しやすい環境はどんなことかを考えること。

(土肥)

・施策に対するインパクトや効率性を求められるが、そこの評価にもっていかないことが 重要。プロセス評価をするべき。それを評価指標に入れていくべき。

(流山市担当者)

・ 高校生などから意見の吸い上げがうまくいかない。まず居場所づくりから。庁内の認識 統一をはかる必要がある。

(土肥)

・計画を策定するときに大綱と実行計画をならうことになる。一般原則には意見表明が含まれていて、特に強調されて書いてある。自治体が意見反映にどう取り組むかを計画に盛り込んでほしい。11条がぬけることが多い。子ども計画を作る自治体は多いが子どもの意見を聞いて策定するとこは少ない。そこが第一歩。

(川崎市担当者)

・実際に子どものところへ飛び込んでいくことが大事。

○第3分科会 子どもの居場所

- ・2022年の文科省の調査では、36万人の子どもの居場所や学びの場がない状況である。
- ・自己決定に基づく居場所が求められているとともに、こども大綱に基づく計画の策定が 大事である。
- ・不登校の子どもの意見を聴くことも必要であり、学校復帰だけを重視した教育行政では ダメ。
- ・支える人を支える仕組みも大切である。
- ・川崎市の「夢パークフリースペースえん」は、日本初の公設民営のフリースクールである。毎日自分たちで昼食を作って食べたり、自分のペースで活動している。
- ・まずは学ぶ気持ちになることが大切である。指導が前面に出ると子どもは集まらない。 将来的・社会的自立を目指す。
- ・子どもの得意な分野(強いところ)に光を当て、いいとこ探しをする。
- ・弱さをさらけ出したり、安心して居られること、楽しい場と人間関係が大事である。
- ・権利条例があったから居場所を設置できた。
- ・居場所とは、子どもが「ここが居場所」だと思ったところが居場所である。
- ・長野県では、学びの選択肢のひとつとして「信州型フリースクール認証制度」を創設した。
- ・学校に行けずフリースクールに行っていることを、負い目に感じている子どもや保護者がいる。このことを軽減するためにも認証制度が必要と考えている。
- ・5,000名の不登校の子どもの内、フリースクールに行っている子どもは約1割程度。残りの9割をどうするかが重要である。
- ・公的支援、特に経済的支援は大事。
- ・千葉県では「不登校児童・生徒の教育機会の確保を支援する条例」で、フリースクール との連携を謳っている。

【所感】

報告を行われた自治体すべてが、子どもの意見を聴くための検討や試行錯誤しながら 取組まれたことが感じられました。子ども施策において、担当部局だけでなく全庁的な 連携が大変重要であるとともに、見えにくいことを可視化することや、プロセスについ ての評価も必要であることが分かりました。子どもの居場所については、その子どもに 合った様々な形態が必要と感じました。行きたくてもいけない何かしらの理由があるは ずです。

子どもの権利が理解され、安心して育つことができる施策の推進と、市民全体に子どもの権利を理解していただくため、条例制定を含む取組及び計画策定が必要と考え、今後も執行部に働きかけていきたいと思います。